

規約

第1条（名称）

本会は、「ひまりちゃんを救う会」と称する。

第2条（所在地）

本会は神奈川県横浜市南区井土ヶ谷下町 28-8 ヒルカワハイツ 501 号室に事務局を置く。

本事務局は募金活動終了後、廃止するものとするが、本事務局を継続せざるを得ない理由が発生した場合その限りではない。

第3条（目的）

本会は、森川 陽茉莉（以下、ひまりちゃんと言う）の米国での心臓移植の実現と、無事な帰国に至るまで本人と家族を支援する事を目的とし、その為に必要な費用の募金活動を行う為の会とする。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行う。

1. 広く協力者および団体からの有志を募り、募金を集める。
2. 金融機関に口座を開設し、募金を管理する。
3. ひまりちゃんの家族と連絡を取り合い、本会目的達成のために必要な資金の送金と諸手続きを行う。
4. ひまりちゃんの状況および会の活動状況を記録し、ホームページなどで報告する。
5. 臓器移植に係わる支援組織との連携・協力を行う。
6. その他第3条の目的達成のために必要な活動を行う。

第5条（会員）

本会の会員は、ひまりちゃんを救おうという強い意志を持って各種募金活動を行う個人・法人及び団体で、ボランティアでの活動とし、会費は徴収しない。ただし、ひまりちゃんの家族・親族のオブザーバー参加を認める。

第6条（情報管理）

会員は本会で知り得た情報およびプライバシーに関する事項は、他に漏らしてはならない。

第7条（役員および運営委員）

役員を8名程度おき、役員会を構成する。役員の中で、共同代表は本会を代表し、会務を総理し個人・法人および団体との調整を行う。

会計担当は、本会の会計事務を行う。

広報担当は本会の活動趣旨を広く公に広報する。

共同代表、会計担当、広報担当については互いに兼務することがある。

代表・会計・広報とは兼務しない監査役を1名選任する。

また、役員とは別に本会に参加する経緯、地縁などに基づく各々の活動単位ごとに運営委員をおく。運営委員は監査役以外の役員がこれを兼務することがある。運営委員は本会の諸活動において活動単位を統率する。

第8条（役員会）

役員会は、第7条の役員にて構成し、共同代表の招集に応じて開催する。役員会は役員の総数1/2以上の出席をもって成立とする。役員会は、本規約の改廃、会の解散を含む本会の目的に重要な事項の審議議決を行う。なお、文書（電磁的手段を含む）による出席役員に対する委任、あるいは議案への賛否表明がある場合には出席として取り扱う。議案は出席役員の過半数の賛成で可決されるものとする。

第9条（入会）

入会者は、本会の規約、活動内容を理解した上で、連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を役員へ提出するものとする。提出された情報は、会員本人への連絡のみに使用し、退会又は本会の解散時に役員が責任持って破棄するものとする。

第10条（退会）

退会は、口頭又は文書の提出をもって任意に退会できるものとする。この場合、再入会できるものとする。

第11条（除名・禁止事項）

本会の名誉を傷つけおよび目的に反する行為を行った場合、また以下の行為を禁止事項とする。

1. 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装ったり、または他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽って会を利用する行為。
2. 特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や思考に基づく団体等への加入や支持を勧誘・強制等する行為。
3. 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。

以上の禁止事項が発覚した際は、役員総数の2/3以上の議決により、除名できるものとする。

第12条（募金）

募金は、心臓移植のための米国での医療費、渡航費、現地滞在費、医療予備費および事務局経費（役員会で承認されたものに限る）にあてるものとする。

第 13 条（報酬）

全ての役員および会員に対し、報酬は支給しない。全てボランティアでの活動とする。

第 14 条（会計）

会計の報告は、監査役の監査を受けた後に、定期的にホームページなどで公表するものとする。事務局経費の支払いは、所定の様式で提出後、共同代表いずれかの承認を得るものとする。ただし、領収書のないものについては原則これを支払わないものとする。（小額交通費を除く。）

米国病院への医療費、渡航費用などの支払いについては、本会が相手先に直接支払うものとし、原則として本人および家族を通さないものとする。

第 15 条（余剰金）

第 3 条の目的達成による余剰金は、ひまりちゃんの術後の経過が安定するまでの間（原則として 3 年間）凍結し、安定後は役員会で協議の上、他の移植を必要とする患者の為に役立たせるものとする。凍結期間の 3 年は、医師と相談して役員会で協議の上、延長することができるものとする。

第 16 条（活動の終了）

本会は、本会の目的が達成された場合、会計報告をもって活動を終了するものとする。

第 17 条（規約）

本規約は、平成 28 年 5 月 22 日から施行する。本規約は、必要に応じ役員会での承認の上、変更することができる。